

(別添)

## 不安定就労者再チャレンジ支援事業受託者による職業訓練受講給付金関連業務 について

不安定就労者再チャレンジ支援事業受託者による、求職者支援制度の職業訓練受講給付金関連業務については、以下のとおりである。

1. 受託者は、対象者の、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）（以下「法」という。）」第7条に定める職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の受給希望の有無の把握のために、口頭での周知に加え、受講開始前の早い段階で別添リーフレット『求職者支援制度があります』を手交すること。
2. 受託者は、対象者に給付金の受給希望があることを把握した時点で、速やかに公共職業安定所（以下「安定所」という。）に誘導すること。
3. 受託者は、法第12条に定める支援指示を受け、給付金の受給対象となった受講者について、給付金の支給申請時に、安定所が「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「省令」という。）」第11条第1項第6号に定める出席要件を満たしているか確認するため、教育訓練等への出席確認を行う。当該出席確認については、別添省令様式第3号（様式D-1）「職業訓練受講給付金支給申請書」（裏面）によって行うこと。記載方法については、別添『求職者支援制度・訓練受講者のしおり』15ページの記載例を参考にすること。
4. 受託者の行う教育訓練・職場実習等について、ハローワークシステムに登録する必要があることから、受託者は、事業実施計画書等の提出時に、併せて別添（様式D-2）「訓練等情報報告書」、（別紙1）「訓練実施機関情報」、（別紙2）「訓練実施施設・会場情報」及び（別紙3）「訓練コース情報」を千葉労働局に提出すること。
5. 受託者は、「訓練コース番号」及び「給付金の受給対象者となった受講者」について、受託者の行う訓練コースごとに作成される別添（様式D-3）「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者報告書」及び（別紙）「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者一覧」により、千葉労働局から通知を受けること。

(別添)

6. 支援指示を受け、給付金の受給対象者となった受講者について、受講辞退や中途退校が生じた場合には、受託者は、千葉労働局に報告する。報告は別添(様式D-4)「中途退校者報告書」及び(様式D-5)「辞退者報告書」により行うこと。
7. 支援指示を受け、給付金の受給対象者となった受講者について、法第12条第3項により支援指示を取り消された場合には、受託者は、別添(様式D-6)「就職支援措置指示取消者報告書」にて千葉労働局から報告を受けること。
8. 受託者は、給付金の受給対象者となった受講者について、別添(様式D-7)「就職状況報告書」を安定所に提出するよう指導すること。
9. 給付金の受給対象者となった受講者については、省令第17条に定める安定所の長の指定する日に当該安定所に出頭する必要があることから、受託者は、カリキュラム上の配慮を行うこと。
10. 本業務で使用する様式等は、以下のとおりである。
  - (1) リーフレット『求職者支援制度があります!』
  - (2) 『求職者支援制度・訓練受講者のしおり』
  - (3) 省令様式第3号(様式D-1)「職業訓練受講給付金支給申請書」
  - (4) (様式D-2) 「訓練等情報報告書」
  - (5) (別紙1) 「訓練実施機関情報」
  - (6) (別紙2) 「訓練実施施設・会場情報」
  - (7) (別紙3) 「訓練コース情報」
  - (8) (様式D-3) 「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者報告書」
  - (9) (別紙) 「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者一覧」
  - (10) (様式D-4) 「中途退校者報告書」
  - (11) (様式D-5) 「辞退者報告書」
  - (12) (様式D-6) 「就職支援措置指示取消者報告書」
  - (13) (様式D-7) 「就職状況報告書」
11. 受託者は、上記10.で定める様式等の他、給付金の支給等に必要な書類や情報の提供について、安定所の求めに応じて行うこと。